

上ノ原山荘の  
新型コロナウイルス対応ガイドライン

公益財団法人上高会

2022年5月策定

本ガイドラインは、下ガイドラインを参考に本施設の実情に即し適応するよう作成した。

記

宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第2版)

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

日本旅館協会

全日本ホテル連盟

2020年5月14日

(2020年5月21日一部改訂)

(2020年12月24日一部改訂)

(2021年11月22日第2版一部改訂)

以上

## (1) 施設概要

## (ア) 既存建物概要

- ① 建築面積：567.87 m<sup>2</sup> (171.78 坪)
- ② 床面積：495.72 m<sup>2</sup> (149.46 坪)
- ③ 階数：地上 1 階
- ④ 構造：木造 (在来工法)

## (イ) 主要な部屋

- ① 大ホール(食堂)、厨房
- ② 客室
  - 和室 12 帖 x 2 室、和室 10 帖 x 4 室、別棟 12 帖 x 1 室
- ③ 浴室

## (ウ) 収容人数

- ① 本ガイドラインの有効性を高めるため、収容人数を下表のように制限する。

	和室 12 帖	x 2 室	和室 10 帖	x 4 室	別棟 12 帖	収容人数
(単位人)	定員	小計	定員	小計	x 1 室	合計
通常	8	16	7	28	4	48
新型コロナウイルス対策期	6	12	5	20	予備	37

## (2) 留意すべき基本原則

## (ア) 飛沫感染の予防

- ① 従業員及び宿泊客、それぞれの接触をできるだけ避け、対人距離 (できるだけ 2m を目安に最低 1m) を確保する
- ② 感染防止のための宿泊客の整理(不特定多数の者が同時に会する場面では、人数の管理や立ち位置の指定等を行うことで密にならないように対応)
- ③ 共用スペースでのマスクの着用要請(従業員及び宿泊者・入館者に対する周知)、咳エチケットの徹底
- ④ 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う (品質の確かな、できれば不織布を着用)。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ (新型コロナウイルス感染症)」を参照
- ⑤ マスクを外す場面(飲食、脱衣、入浴等)で会話を控えるよう要請・デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、大声を控えていただきたい旨の周知・掲示の徹底
- ⑥ マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知
- ⑦ BGM は使用しない。

- ⑧ 対面距離が近い場所(フロントデスク、レジ、飲食テーブル等)が生じた場合には飛沫防止のパーティションを設置。

(イ) エアロゾル感染の予防

- ① 共用施設(飲食施設、浴場、従業員休憩所等)の利用人数の把握と管理、利用者への情報提供
- ② 共用施設(ロビー、会議室、宴会場、従業員休憩所等)について空調設備はないが十分な気積確保と窓開放による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上)の徹底。なお、夏季のみの利用にて乾燥する場面は想定されないが、湿度40%以上を目安に加湿する。
- ③ 館内イベントやカラオケ、社内会議の運用管理
- ④ なお、引火性があるためエタノール消毒液の空間噴霧は実施しない

(ウ) 接触感染の予防

- ① 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置及び消毒の呼びかけ
- ② 高頻度接触箇所の定期的な清掃及び当該箇所への手指消毒設備の設置
- ③ 定期的な手洗い、手指消毒の要請
- ④ 消毒については、アルコール消毒液(濃度60%以上95%以下のエタノール)等を使用
- ⑤ アルコールに過敏な方は、アルコール消毒液の代わりに石鹸並びに流水による手洗いを  
行う
- ⑥ 共用備品は撤去

(エ) 感染が疑われる者、感染者(陽性者)への対応

- ① 事前に接触確認アプリ(COCONA)や各地域の通知サービスなどの登録、QRコード読取を推奨する
- ② 接触確認アプリ(COCONA)などを機能させるため、「電源をonにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを推奨する
- ③ 宿泊客及び従業員に対する入館時検温の実施、体調把握
- ④ 有症状者に対する適切な対応(従業員に対する就業制限、宿泊客の隔離と保健所への連絡・相談)
- ⑤ 積極的疫学調査への協力

(オ) 従業員の健康管理と感染予防

- ① 毎日の体温測定、健康チェック(就業日以外も実施)
- ② 体調不良時、同居家族等の感染、濃厚接触者と判定された場合には自宅待機し、宿泊施設責任者に連絡の上、かかりつけ医や受診相談センターに相談
- ③ 日常生活における感染予防行動の指導
- ④ ユニフォームや衣類のこまめな洗濯
- ⑤ 健康観察アプリなどの利用推奨
- ⑥ 遠隔地との会議については、必要に応じオンラインでの実施等を検討

(カ) 清掃(清掃作業の基本)

- ① マスク及び使い捨て手袋を着用

- ② 清掃開始前に清掃空間の換気を行う
- ③ 客使用リネン類は回収後に触れることのないよう密閉袋等に入れて洗濯する
- ④ ゴミはビニール袋に密閉して処理 ・ 接触機会のある箇所は最低 1 日 1 回の拭き上げを行うほか使用頻度に応じた清掃回数を検討する
- ⑤ 未使用アメニティの使いまわしを極力避ける(使用する場合は洗浄または消毒を行う)
- ⑥ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う(清掃、洗浄、洗濯、消毒) ・ 接触機会のある箇所は界面活性剤含有の洗浄剤や塩素系漂白剤、アルコール溶液 を用いた清掃を行う
- ⑦ 手指用以外の界面活性剤や塩素系漂白剤を使用した場合は、その後に水拭きを行う
- ⑧ 接触機会のない床や壁などは通常の清掃でよい
- ⑨ 便器内や洗面ボウル、浴槽内などは通常の洗浄でよい
- ⑩ 食器類は食洗機を用いるほか、通常の洗浄方法を用いて構わない
- ⑪ 浴衣、リネン類、タオルなどは通常の洗濯方法でよい
- ⑫ 洗浄できないスリッパなどは塩素系漂白剤やアルコール溶液を用いて消毒するか 使い捨てに変更する

(3) 各エリアにおける特記事項

(ア) 入館時(ロビー等)

- ① 検温を行い、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は 申し出るように呼びかける。発熱または申し出があった場合は、入館を控えても らうか、他者との接触がない別室等での待機を依頼し、同意を得た上で、速やか に近隣の医療機関や受診・相談センターへ連絡し、その指示に従う

(イ) 送迎時

- ① 車内の換気の徹底
- ② 乗車人員の管理
- ③ 運転席と後部座席の間にビニールシート等で仕切りを設置

(ウ) チェックイン・チェックアウト (チェックイン・チェックアウト手続き)

- ① 本施設は特定団体・個人の利用に限られるため、チェックイン・チェックアウト行為は発生しない。
- ② カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用(宿泊カードの記入)
- ③ 宿泊カードはなし。
- ④ 従業員による説明は、マスク着用と 2 m以上の距離を持って行う。
- ⑤ 客室キーはない。
- ⑥ チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの 場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

(エ) エレベーター

- ① 本施設にはない。

(オ) 客室

- ① (部屋の設備、備品に対する清掃、洗浄、消毒及び交換)
  - 接触箇所の清掃、使用済み備品の洗浄・消毒・廃棄等適切な管理。アメニティはなし。
- ② (消毒剤の設置)
  - 接触頻度が高い箇所(入口、テーブル、洗面所等)に手指消毒が可能な設備を設置
- ③ (換気)
  - 空調機はない。
  - 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請等 (トイレ ※共用トイレも同様)
  - トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
  - ペーパータオルを設置
  - 常時換気オンにするなど換気に留意

(カ) ⑥大浴場

- ① 入場人数の制限、予約制の導入等
- ② 浴室内の混雑状況を利用者に情報提供
- ③ 浴室内、更衣室等での会話を控えるよう利用者に要請 (休憩室)
- ④ 一度に休憩する人数を制限し、マスクを外した状態で会話をしないよう要請
- ⑤ 洗面所の共用コップを撤去、使い捨て紙コップを設置。

(キ) 食事関係

- ① ※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。なお、接待のある宴会や会食、カラオケは、都道府県の施設使用制限に従い、実施する場合は、十分な対人距離(できるだけ 2m を目安に最低 1m)を取ること等に留意
- ② (食事提供の基本)
  - 同食人数や総食事時間の管理及び制限、席の配置・間隔に留意
  - テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ 2m を目安に最低 1m の間隔を空けて座れるように配置を工夫する
  - テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション(アクリル板等)を設ける
  - 他のグループとはできるだけ 2m を目安に最低 1m の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティション の設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫する
  - テーブルサービスで注文を受けるときは、客の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ
  - カウンター席はない。
  - カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受けの際は、正面に立たないように注意する
  - 食事開始までのマスク着用、食後の速やかなマスク着用を要請
  - 従業員と宿泊客の接触を極力減らす(料理説明を文書等での説明に変更)

- 大鍋や刺身盛り等は個盛りに変更するか従業員による取り分け・お酌や返杯、回し飲み、スプーン、箸などの食器の共有、使い回し、手をつけた料理の交換は控えるよう要請
  - 従業員のマスク着用
  - 盛り付け担当者、配膳系の衛生管理、定期的な手指消毒
  - 下膳作業中、作業後の手洗い、手指消毒
  - 下膳と同時に料理提供は行わない
  - 会場に応じた換気目安、目標数値、実施条件を策定
    - (ア)本施設では、食事時に、常に窓開放換気を行う。
- ③ (食事会場、グループの属性などシチュエーション別の特記事項)
- 宴会場・食事処
    - (ア)本施設では大ホールが該当。
    - (イ)利用の都度、備品等を清掃
    - (ウ)隣席(テーブル)との間隔を可能な限り広く取り(空席などを設ける)、隣席との間にパーティション(衝立)等を設置するなどグループ間の距離をとる
    - (エ)食事中の会話を控えるよう要請
    - (オ)移動動線に注意を払い、他グループへの近接を極力避ける
    - (カ)移動中のマスク着用の要請
  - 部屋食
    - (ア)提供しない。
  - ビュッフェ
    - (ア)提供しない。
- (4) 感染疑い事案発生時の対応
- (ア)滞在客の感染疑い
- ① 利用者から発熱や体調不良の申し出があった時にすぐに案内できるよう、最寄りの医療機関または受診・相談センターの連絡先が事務所内やフロントデスクなどですぐに見られるようにしておく
  - ② 利用者または従業員の感染が判明した場合、保健所の積極的疫学調査に協力できるよう、過去1カ月以内の利用者(代表者)のすぐに連絡がつく携帯電話等の緊急連絡先を記録・保存しておく
  - ③ 発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用及び客室外に出ないように依頼する(同行者も同様)
  - ④ 事前に待機する部屋等を決めておく
  - ⑤ 食事も部屋に届けるなど、他者との接触を極力避け、対応するスタッフも限定する。対応時にはマスク及びフェイスシールド、ゴーグル等を着用
  - ⑥ 近隣の医療機関や受診
  - ⑦ 相談センターに連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所

からの指示に従う

- ⑧ 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ⑨ 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

(イ) 勤務中の従業員の感染疑い

- ① 業務中に発熱、咳、けん怠感など、感染を疑われる症状の出た従業員は、直ちに業務から外し、かかりつけ医や受信・相談センターへ相談し、自宅待機とする。体調不良者は、使用できる環境であれば、『医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン』に従って、抗原簡易キットにより検査を行いつつ、医療機関や保健所、受診・相談センターに報告し指示を受ける具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。
  - <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf> (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
  - <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf> (令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
- ② 従業員の体調不良や同居家族の感染による自宅待機が、当該従業員の負担や経済的な損失につながることをないよう配慮す